

最高裁秘書第2616号

令和元年5月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2283号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年6月16日付け最高裁民三第357号民事局長通知「執行官規則第1条第1項に規定する最高裁判所が定める基準について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁民三第357号

(組い-02)

平成28年6月16日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

執行官規則第1条第1項に規定する最高裁判所が定める基準
について（通知）

標記の最高裁判所が定める基準について、6月15日の最高裁判所裁判官会議において議決されました。この議決の内容は、別紙のとおりです。

なお、この議決については、7月1日付け裁判所時報にも掲載される予定です。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から速やかに通知してください。

(別紙)

執行官規則（昭和41年最高裁判所規則第10号）第1条第1項に規定する最高裁判所が定める基準は、法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上であることとする。